

平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

新吉田地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのように行なっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

人口28,357人、世帯数12,654世帯、平均世帯人数2.24人/世帯である担当地域は、現在35～49歳が多い年齢構成であり、平均世帯人員は区の平均を上回っています。居住歴が長い人が多く、高齢者の比率も23%で区の平均を上回っております。今後は現在人口の多い40～44歳を中心とした世代が徐々に減少し、また、65～69歳前後の世代も、死亡等により徐々に減少してきます。一方20歳代の転入増加傾向が続いているため、25～34歳が増加します。高齢者の増加は今後も続きます。(H27年9月末現在)

住民の高齢化が進み、高齢者世帯、独居の増加もみられ、支援が必要な高齢者の増加が予測されます。一方で若年世帯、子育て世代の転入も続き、子育て支援、地域との繋がり作りが必要です。まだまだ隣近所のお付き合いが残っていて、様々な活動や行事も活発で、地域の力を感じる地域です。しかし、地域活動の担い手の高齢化や男性の参加が少ないこと、今まであまり参加されていない人達をいかに、地区活動の関わってもらうか、次世代の担い手の育成などが課題です。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

現状では建物自体に事業運営に支障をきたすような問題認められません。担当職員及び委託業者により建物・設備等の保守点検を定期的を実施して異常の早期発見に努めます。必要に応じて修理・修繕を実施して事業執行に支障きたすことのないよう安全管理に努めて参ります。

イ 効率的な運営への取組について

毎月開催する職員会議等の中で、各部門にとらわれることなく全職員が情報共有し、4部門の機能と専門性をいかに地域に活かせるかを常に考察して事業運営に取り組んで参ります。また、限られた予算の中で効率的な運営を行うために、各職員が予算管理を意識して、資源の有効活用に心がける等経費の削減に取り組めます。

ウ 苦情受付体制について

苦情や要望に迅速かつ適切に対応できるように、法人の福祉サービスに関わる苦情解決運用要領の中で、法人内苦情受付担当者、第三者委員会、苦情解決責任者及び苦情解決調整委員会が設置されています。また職員の人権意識の現状把握、啓発及び研修を目的として、人権委員会を設置し本制度を補完しております。事業所長は苦情解決調整委員、地域包括支援センター社会福祉士が苦情受付担当者を担い、館内に掲示しております。客観性の確保などご利用者の立場に配慮した苦情解決第三者委員4名を配置されております。苦情解決第三者委員に直接ご意見が言える形として、館内入口にポストを設置しております。

また、館内入り口脇にご意見箱設置し、様々なご意見をいただいております。介護保険事業ではサービスご利用時の重要事項説明書に苦情相談受付窓口について明記しております。受付担当者をはじめ公的機関の苦情相談窓口等、丁寧な説明を引き続き心がけます。

苦情受付担当者	中西真砂子	社会福祉士
苦情解決委員	津國久美子	所長
苦情解決責任者	村松紀美枝	理事長

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

緊急連絡網及び緊急時の対応マニュアルを活用して、迅速かつ適切な対応に努めます。今年度も6月と11月に防災訓練の計画し、通報訓練・初期消火訓練・避難誘導・救命訓練を実施して、職員等の防火意識の啓発と資質の向上に努めます。また防火管理体制表に沿った訓練を実施し、避難誘導時の各職員の役割分担を再確認いたします。併設の入所施設とともに、近隣施設と近隣町内会や自治会、横浜市立新田小学校との災害時応援協定による応援協力のもと、緊急時の迅速な対応に備えます。ケアプラザ閉館時は併設施設の防犯等緊急時に備えた宿直体制と連携しております。

オ 事故防止への取組について

ひやりハットを含む事故情報について、日々のミーティングや毎月の定例会議等で職員間での情報の共有、事故原因の検証を迅速に実施し再発防止に取り組めます。建物や設備等については、日常点検と委託業者による定期点検を実施して、事故の発生を未然に防ぐよう環境整備に努めます。

貸館事業では、備品等の日々のチェックによる環境整備。通所介護事業では、事故が発生しやすい場面ごとのチェックシートを利用して日々振り返り、業務の見直しと研修により、業務の標準化を図り事故防止に努めます。また、昨年度の送迎車両の物損事故を踏まえて、運転手自身が、運転慣れが事故を引き起こすという意識を高める大切さを知る機会を定期的に持ち、繰り返し注意喚起し、安全運転に取り組んで参ります。

個人情報取り扱いについては、個人情報の利用目的や基本方針を館内に掲示するとともに、職員の研修、その取扱いについて、チェックシートによる振り返り、確認を実施します。今年度は特に各自がその“ルールを守る”という意識を高めて、漏えい事故に防止に努めます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

法令および横浜市の個人情報保護条例や法人の個人情報管理規程に基づいて、適切な対応に努めます。事業所長は個人情報管理者を担い、事業所における適切な個人情報管理に関する取り組みを推進する責務を負っております。個人情報保護に関する基本方針や個人情報の利用目的について等を館内に掲示して、個人情報保護の意識を高めます。職員は個人情報漏えい事例の情報共有等研修の機会を持ち、また個人情報漏えい防止チェックシートによる自己点検での振り返りを実施して定期的な注意喚起に努めます。職員各自が、忙しくても、その取扱いルールを守るという意識を高めております。

キ 情報公開への取組について

運営協議会や法人機関紙「共生」やケアプラザ広報紙「てっぺんひろば」の発行、法人、区のホームページ、介護保険事業では介護サービス情報公表などにおいて、地域の皆様に、わかりやすく親しみやすい手段・方法での情報公開に努めます。地域交流部門のブログも有効に活用して行きます。

また、法人の情報公開規程に基づいた情報公開に取り組み、当法人が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進します。

ク 人権啓発への取組について

事業所の取り組みとしては、年間研修計画の中に、法人の倫理規定や個人情報保護・プライバシー保護の重要性について、学び振り返る機会があります。

法人の理念と宣言に基づき、法人の各事業所より人権委員が選出され、人権委員会が設立されています。法人人権委員会が主催する、人権研修が年1回あり、法人全体で人権について学び振り返る機会があります。

昨年度は、障害者施設での介護職による暴力事件や呼称をテーマに、グループワークを実施しました。

ケ 環境等への配慮及び取組について

横浜市のゴミの減量化・資源化・省エネ・緑化の推進に積極的に取り組んで参ります。

毎月、生ゴミ、プラゴミ等種類別にゴミを測量して数値で示し、職員の減量化への意識を高めて参ります。ゴミの減量化・資源化等計画書に基づき、減量化・資源化に取り組めます。

夜間電力利用熱交換システム・水道水節水システム等が設置されているためこれらを有効に活用するとともに、送迎車のアイドリングストップやペットボトルの回収、裏紙の再利用等に引き続き取り組めます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

社会福祉士 2名（常勤・兼務1名）
看護師 1名（常勤）
主任ケアマネジャー 1名（常勤 管理者兼務）

《目標》

1. 要支援認定を受けた利用者が、身体および生活状況に応じ、自立した日常生活を送ることが出来るよう支援します。
2. 必要なサービスが適切に利用できるよう、その人らしさを反映した介護予防プランを作成し、適切なサービス利用の調整を行います。また、介護保険サービスのみならず、インフォーマル情報を積極的に取り入れます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

通常のサービス提供地域を超える地域への訪問および出張の際には、その旅費（実費）の負担をお願いすることがあります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

法人内の弁護士・臨床心理士・医師等の専門職に相談しやすい環境です。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
145	145	145	147	147	147
10月	11月	12月	1月	2月	3月
149	149	149	151	151	151

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

介護支援専門員	管理者（常勤兼務）	1名
	常勤専従	2名
	常勤兼務	1名

《目標》

1. 住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を営むことを目標とし、ご利用者の意思を尊重し、心身や置かれている環境状況等に応じた居宅サービス計画の作成に努めます。
2. サービスの提供にあたっては、サービス種類や事業者に偏ることなく、また介護保険サービスのみならず地域のインフォーマルサービス情報も情報提供して、ご利用者ご自身にあった、より良いサービスをご自身で選択できるように支援いたします。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- ・ 通常のサービス提供地域を超える地域への訪問、出張する際にはその旅費(実費)のご負担をお願いすることがあります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

・ 法人ケアマネ会議

2か月に1回(奇数月)同法人4か所の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが定期的に集まり、制度解釈情報交換、事例検討、研修などを実施し、ケアマネジメントの質の向上に努めている。法人内で弁護士や臨床心理士、医師等の専門職に相談することができ、自己研鑽の機会が多く設定されています。

・ 丘の上倶楽部

平成23年5月より、近隣の居宅介護支援事業所と協働のもと情報交換・事例検討の場を2か月に1回(偶数月)開催している。これまで5か所の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが参加していたが、平成28年度より8事業所に増える予定となっている。今年度は地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心として「ケアプラザ地域交流・生活支援コーディネーターとの懇談会」「民生委員との懇談会」等の企画も考えている。

・ 施設見学会

地域に数多くある、福祉施設と地域の方々との橋渡し役として、地域の福祉施設の理解を深めることを目的として、地域の福祉見学会を近隣の介護老人保健施設と新羽地域ケアプラザと企画共催で年に1回開催しております。平成27年度の施設見学会には20名の地域の方が参加されました。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月□	5月	6月	7月	8月	9月
95	95	95	95	100	100
10月	11月	12月	1月	2月	3月
100	100	105	105	105	105

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- サービス計画書の作成
- 介護サービス(送迎・入浴・昼食・機能訓練)
- 健康チェック(体温・血圧・一般状態の観察)
- 生活相談の助言・指導

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - (要介護1) 710円
 - (要介護2) 838円
 - (要介護3) 969円
 - (要介護4) 1101円
 - (要介護5) 1233円
 - 食費負担 750円
 - 入浴介助加算(1割負担分) 54円
 - キャンセル料金(食材費) 500円 (利用当日キャンセルの場合)
- ※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載を
してください。

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9:00 ~ 16:00 (半角で入力 例 9:00~16:00)

《職員体制》

- 管理者 1名(常勤兼務)
- 生活相談員 3名(常勤兼務)
- 看護職員(機能訓練員兼務) 4名(常勤兼務1名 非常勤兼務3名)
- 介護職員 18名(常勤兼務3名 非常勤兼務15名)
- 送迎職員 7名(非常勤兼務)
- 事務職員 1名(非常勤兼務)

《目標》

- ・ゆったりとした自由な空間の中でご自身が楽しみを見つけられるように支援します。
- ・日常生活動作の1つ1つがリハビリと捉えて意識して残存機能の低下を防止します。
残された力で生活の喜びと自信を感じていただけるよう支援します。
- ・職員やお仲間と安心して過ごせる社会交流の場を提供します。
- ・個別ニーズに沿った適切なサービス提供に努めます。
- ・食前の口腔周辺の体操や食後の口腔ケアの励行により、高齢者に多い誤嚥性の肺炎の発症防止に努めます。
- ・介護者の介護負担軽減に期するサービス提供に努めます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・入浴・排泄等の介助については同性介助をしております。
- ・曜日ごとにクラブ活動があり(手芸・書道・絵画など)楽しんで頂いています。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。 【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
680	680	680	702	702	702
10月	11月	12月	1月	2月	3月
716	716	716	728	728	728

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- サービス計画書の作成
- 介護サービス(送迎・入浴・昼食・機能訓練)
- 健康チェック(体温・血圧・一般状態の観察)
- 生活相談の助言・指導

《実費負担(徴収する項目ごとに記載)》

- 1割負担分
 - (要支援1) 1792円
 - (要支援2) 3672円
- 食費負担 750円
- キャンセル料(食材費) 500円

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週6日

《提供時間》 10:00 ~ 15:00 (半角で入力 例 9:00~15:00)

《職員体制》

- 管理者 1名(常勤兼務)
- 生活相談員 3名(常勤兼務)
- 看護職員(機能訓練員兼務) 4名(常勤兼務1名 非常勤兼務3名)
- 介護職員 18名(常勤兼務3名 非常勤兼務15名)
- 送迎職員 7名(非常勤兼務)
- 事務職員 1名(非常勤兼務)

《目標》

- ・ゆったりとした自由な空間の中でご自身が楽しみを見つけられるように支援します。
- ・日常生活動作の1つ1つがリハビリと捉えて意識して残存機能の低下を防止します。残された力で生活の喜びと自信を感じていただけるよう支援します。
- ・職員やお仲間と安心して過ごせる社会交流の場を提供します。
- ・個別ニーズに沿った適切なサービス提供に努めます。
- ・食前の口腔周辺の体操や食後の口腔ケアの励行により、高齢者に多い誤嚥性の肺炎の発症防止に努めます。
- ・介護者の介護負担軽減に期するサービス提供に努めます。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

- ・入浴・排泄等の介助については同性介助をしております。
- ・曜日ごとにクラブ活動があり(手芸・書道・絵画など)楽しんで頂いています。

《利用者目標(契約者数)》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
15	15	15	15	15	15
10月	11月	12月	1月	2月	3月
15	15	15	15	15	15

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

地域の様々な会議等に積極的に参加して、地区の状況やニーズ把握、情報発信に努めます。関係機関との連携を図り、対象幅広く相談対応に努めます。また、地区が取り組む活動にも積極的に参加し支援を通して、支援が必要な方の早期発見、見守りの仕組み作りを進めます。広報紙の内容の充実やわかりやすいチラシとその配布方法、ブログでの最新情報の発信等、引き続き情報発信の工夫に努めます。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

包括支援センター、地域活動交流部門のそれぞれが把握した課題を共有し、地区の活動支援や、個別に対して必要なサービスに迅速に繋ぐ等の適切な対応に努めます。引き続き、男性が参加しやすい事業の取り組みを発展し、定年退職後の男性の社会参加、ボランティアへと広がるような介護予防に資する取り組みを連携して進めます。インフォーマルサービスについて、継続、充実へと繋がるような関わりを、連携して行きます。

3 職員体制・育成

平成28年4月より、地域包括支援センターこれまでの3職種3名体制から4名体制となります。事業の円滑な推進のために、安定した職員体制を整えるよう努めて参ります。あらた職種である生活支援コーディネーターは、積極的に研修の機会を持ち、その資質の向上に努めます。

4 地域福祉のネットワーク構築

担当2地区の連合と、単位町内会へも引き続き視野を広げて状況把握して、身近な地域における福祉保健のニーズ・課題に対して地域と連携してその解決に取り組みます。認知症の啓発活動、“さがしてネット”を地域と連携して積極的に取り組みます。支援が必要な人を地域で支える取り組みとして、災害時要援護者支援、地域支え合いボランティア“ほっと新吉田”の活動等が順調に進むよう積極的に協力関係を築き、必要な支援を行って参ります。

5 区行政との協働

ひっとプラン港北等で明らかになった地域課題やニーズに対して、地域包括支援センターと地域活動交流部門の連携はもとより、区、区社会福祉協議会と協働し、積極的に取り組み、“誰もが安心して健やかに暮らせるまち港北”を推進します。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地区社協が運営する「ボランティアセンターやすらぎの家」の運営会議や、地域のボランティア団体の役員会に定期的に参加し情報収集を行います。たま、地区内にある高齢者の体操、サロン、子育てを支援する場へも積極的に出向き、情報提供とともに必要とされている情報は何かなどニーズの把握に努めます。

ひっとプランは第3期の推進となり、推進のための会議の場でのサポートスタッフとしての情報収集・情報提供に努めます。

広報誌は、引き続き地区の回覧板で回覧のご協力をいただき多くの方に見て頂けるよう見やすい紙面や印象に残るチラシ作りの工夫をします。また、ブログ、Twitter、facebook、区の広報、楽遊学など、様々な情報媒体の活用も引き続き行います。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

デイサービスや自主事業への協力、また、サロン運営など引き続き継続的な協力をしていただけるようサポートしていきます。趣味的な活動団体が活動計画の中に、福祉保健活動が取り入れてもらえるよう貸館団体にお声掛けを行います。また、作品制作が多い団体の方にはケアプラザ内に展示する機会を持ってもらったり、共生まつりでの作品を展示しなどのご協力の声掛けを行います。活動団体などの協力により地域向けの自主事業“丘の上音楽会”を年間4回開催いたしました。そして、デイサービスや近隣のグループホーム向けにバラエティショー等を今年も開催いたします。

デイサービスの休館を活用した軽度要介護者向けのサロンなど新たな取り組みを企画し、そちらへの協力者を募るなど福祉保健活動団体の活躍する場の提供を引き続き行います。

3 自主企画事業

今年度も昨年度と同様の企画事業を展開してまいります。これまでも、継続的に行うことで地域の中にケアプラザの事業として位置づいているものが多く、振り返りをしながらも継続させていく予定です。

1. 高齢者支援 転倒骨折予防教室「さわやかクラブ」・男の料理教室・
粋な男の健康講座、GoGo健康元気づくり教室。
2. 子育て支援 子育てフリースペース「はぐピョン」
3. 障がい者支援 学齢期障がい児余暇支援（こうほくからふる・
こうほくなつとも）
4. ボランティア支援 体操ボランティア講習会・お話し会ワークショップ
盲導犬に会いに行こう
5. 地域支援 丘の上の音楽会・丘の上の交流会
上手な花の育て方
生活のしづらさを考えるシリーズ

以上5本柱に沿った自主企画事業を企画し計画通りに実施いたします。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

今年度も自主企画事業としてボランティア育成目的の講座を開催いたします。また、講座の開催時には様々な場面で関わりのある方の参加を促し、講座の周知活動にも力を入れます。また、自主事業でのボランティア募集の周知や広報誌をはじめとした広報媒体などでもボランティア募集の周知を積極的に行います。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- ・ 町内会の会合や民生委員児童委員定例会に定期的に出席し、顔の見える関係作りと総合相談窓口があることを広めていきます。
- ・ 地域の方から相談されやすい信頼関係を築き、適切な機関や制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローしていきます。
- ・ 積極的なアウトリーチを心掛け、ケアプラザに来所できない方へは訪問をします。
- ・ 緊急対応や困難ケースについても利用者の背景を理解し、必要に応じて区役所や関係機関との連携を図って参ります。

地域包括支援ネットワークの構築

- ・ 各地区のパイプ役を積極的に担い、2地区全体のネットワーク構築を目指します。
- ・ 地区の徘徊ネットワーク“さがしてネット”に関しても地域の集まりに出席し、模擬訓練への参加や、メール登録を積極的に推進して参ります。
- ・ この地区の特色である地域の中に数多くある福祉施設と地域の方々が繋がる取り組みを実施して参ります。
- ・ 地域ケア会議の充実を図り、関係機関および関係者に参加を求める取組みを行い、地域包括ケアシステムの実現に向けての活動を行います。

実態把握

- ・ 個人情報取り扱いに注意しながら、地域の集まりへの参加や個別の訪問、また一人暮らし見守り事業の情報について民生委員や地域の医療機関・地域住民等と連携し、情報交換を行います。
- ・ 出来る限り訪問を行って、地域の課題および状況の把握に努めます。見つけられた課題についてはケアプラザ全体で共有し、各事業に反映させるよう努めます。

2 権利擁護

権利擁護

- ・ 地域の方の消費者被害や振り込め詐欺被害の防止に向けて周知や相談を受け、また成年後見制度の相談など、必要に応じて関係機関への橋渡しや申し立ての支援を担います。
- ・ 地域で成年後見制度や高齢期のお金に関する講座等を開催し、権利擁護の視点を貫いた支援に努めます。
- ・ 法テラス無料相談会や行政書士無料相談会を開催し、遺言や相続も含めた相談の支援をしていきます。成年後見制度の研修などに積極的に参加し、それを相談業務で活用して参ります。

高齢者虐待

- ・ 日頃から地域住民、地域関係団体、居宅介護支援事業所との連携を図り、相談・通報しやすい関係の構築をつくり、早期発見・早期対応に努めます。
- ・ 地域住民への高齢者虐待防止の理解を深める広報・啓発活動を行います。虐待の相談を受けた際は、区へ報告、調査、役割分担を確認して速やかな対応に努めます。また、継続的に支援を行い、在初防止に努めます。
- ・ 「高齢者虐待防止ハンドブック」の研修を希望された地域の方や事業所向けに開催します。
- ・ 高齢者虐待防止連絡会に参加して、個別の具体的な介入方法や予防のための見守り活動等の理解を深めます。

認知症

- ・ 認知症サポーター養成講座を、地域や個人、事業所、または子供相手に開催し、認知症の人やその家族を見守る地域作りを支援します。その中で、徘徊ネットワークを周知し、理解を深めます。
- ・ 今年度も介護者のつどいを定期開催し、介護者同士の交流の場とリラックスできる場を提供し、介護を継続するための支援をします。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

- ・ 利用者本人および家族とのコミュニケーションを密にしながら、介護予防の必要性や目的について分かりやすく説明し、本人が意欲的に生活できるようなプランができるよう支援します。
- ・ 明確な目標設定を持った介護予防プランを作るためにも、地域のケアマネジャーを対象に勉強会の開催等を行います。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・地区の民生委員・児童委員協議会に定期的に参加しながら、必要に応じて勉強会や他職種との交流会等を開催していきます。民生委員とケアマネジャーとの交流・情報交換会を開催し、顔の見える関係作りと連携を深めます。
- ・保健活動推進委員や消費生活委員の方々との共催による勉強会の機会を設けます。
- ・グループホームや老人保健施設・小規模多機能ホームの運営会議に参加することにより、施設と地域の橋渡しをするとともに、より緊密な地域ネットワーク化を目指していきます。
- ・認知症サポーター養成することで、地域に認知症の理解を広め、地域の見守りネットワーク構築して参ります。新規のキャラバンメイトの発掘にも努めます。
- ・元気づくりステーションの継続支援や新規立ち上げ・地域の介護予防活動（体操教室やサロン）が求めるミニ講座（口腔ケア・栄養・認知症および予防）を行います。

医療・介護の連携推進支援

- ・区や各関係機関との情報の共有および連携に努めます。
- ・地域ケア会議の開催と協力の呼びかけのためにも、医療機関との連携を強化します。
- ・高齢者支援ネットワークにおいて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、区、事業者、包括等で、医療と福祉の連携をテーマに、連携の課題を話し合う研修会を年3回開催予定しています。
- ・地域の施設連絡会の開催を通して、地域に数多くある福祉施設と地域の在宅医等医療機関との顔の見える関係づくりを重ねて参ります。

ケアマネジャー支援

- ・区内包括合同の企画としては、「総合事業パートⅡ」等の講座を予定しています。
- ・高齢者支援ネットワークにおいて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、区、事業者、包括等で、医療連携の研修会を年3回開催し、顔の見える関係作りと連携を深めます。
- ・新任ケアマネジャー向け講座としては、「介護保険外サービスについて」の研修を予定しています。
- ・毎年行っているインフォーマルリストなどの地域情報の更新や編集を行い、ケアマネジャーに配布します。
- ・地域の居宅介護支援事業所の訪問を通じて、顔の見える関係作りを強化し、最近の制度やサービスの情報提供をします。また、担当している支援が困難なケースの把握や支援ができるようにしていきます。
- ・法人内および地域のケアマネジャー勉強会に参加し、情報共有および支援方針の援助を行います。また、ニーズに応じて、研修会や講習会を実施します。
- ・今年度は、地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーとの交流会を開催します。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ・ 地域の多職種協働による地域包括ネットワークを構築して地域包括ケアシステムを推進して参ります。
- ・ 個別の地域ケア会議を開催し、個別支援の充実を図るとともに、地域課題を抽出し、地域住民、医療機関、サービス事業所等を交えて検討し、課題解決に努めて参ります。

介護予防事業

介護予防事業

- ・ 高齢者全般を対象とした介護予防教室、男性も参加しやすい男性を対象とした介護予防教室を年12回開催し、介護予防普及啓発に取り組めます。
- ・ ボランティア育成支援として、地域の介護予防体操会やサロンを対象とした、体操リーダー養成講座を開催します。
- ・ 地域にある介護予防体操会やサロンボランティア活動団体・グループの集いであるボランティア連絡会を開催します。
- ・ 地域と連携したウォーキング事業を企画します。また、横浜市のウォーキングポイント事業を推進します。
- ・ シニアいきいきポイント事業の周知と参加のための研修会を開催し、事業を推進します。
- ・ 地域と連携を図り認知症講座開催等、認知症理解の普及啓発に努めます。
- ・ 高齢者全般を対象とした元気づくりステーションの立ち上げ、また、既存の元気づくりステーションの活動も支援して参ります。

その他

アンケートでも抽出された地域へのケアプラザ・包括の周知不足という課題について、引き続き、広報紙やブログの最新情報の発信等情報発信の工夫に取り組めます。また、最新のチラシを地域の医療機関、薬局、コンビニ等に配布、掲示依頼を積極的に行います。

平成28年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名: 新吉田地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	生活支援
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料等収入	16,427	28,196	151					5,789
	介護保険収入				9,100	16,000	62,400	3,300	
	その他								
	認定調査費					150			
	利用者食費収入						6,250		
	雑収入						1,100		
	収入合計(A)	16,427	28,196	151	9,100	16,150	69,750	3,300	5,789
支出	人件費	11,544	25,519		4,000	13,000	49,657		5,480
	事務費	702	382		300	1,650	6,901		
	事業費	1,146	925	151			5,669		309
	管理費	2,519	614			1,000	9,117		
	その他								
	委託料				4,500				
	修繕費	474	126						
	運営協議会費	42							
	協力医謝金		630						
	積立資産						1,200		
	支出合計(B)	16,427	28,196	151	8,800	15,650	72,544		5,789
収支 (A) - (B)		0	0	0	300	500	506		0

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。